

放送政策および放送法の国際比較: 移民国家から学ぶ日本の方向性

八幡 耕一(名古屋大学)

キーワード: 放送政策、放送法、エスニック・メディア

1. 背景および目的

インターネットに注目が集まる一方で、依然としてラジオ・テレビは日常生活に深く浸透している。新聞・雑誌・インターネット等と異なり、免許事業である放送は国家との関係性を考慮せざるを得ない。裏を返せば、放送政策・制度とその枠組みを規定する放送関連法規(放送法・通信法など)は、移民に対する国家の姿勢を示唆する側面がある。本発表では、カナダを中心に移民国家の放送政策や放送法の分析を通じ、今後日本が採るべき方向性を検討する。

2. 放送制度の基本的枠組み

放送(ラジオ・テレビ)は、電波の物理的特性を利用した、公衆に向けられたメッセージの一斉送信(マス・コミュニケーション)である。コンテンツの制作・送出を担う事業者と、それを消費・受容する視聴者の存在を前提とする。前者に関しては国営・公共放送や商業放送などがあるが、近年では制作と送出の分離やグローバル化が顕著であり多様化している。

一般的に放送事業は、公的かつ希少資源である電波を利用すること、社会的影響力が大きいことを主たる理由に、国家が強く関与する免許制であることが多い。具体的には関連法規(放送法・通信法・電波法など)に基づき、監督機関(政府あるいは独立公的機関など)による規制・干渉が行われる。これらは表現・報道の自由や国民の知る権利と表裏一体的な関係にあるが、国家との距離感あるいは関係性という意味では、同じマス・メディアでも活字メディア(新聞・雑誌等)とは異なる放送の特異性が浮かび上がる。

それゆえ放送政策・制度は、当該国家の移民への姿勢が反映される側面がある。つまり放送政策上、移民への配慮が適切になされていれば、当該国家は放送システムの潜在的な影響力を多文化・多民族環境との関係で認識していると考えられるのである。

3. 日本の置かれた状況

この点、日本の放送関連法規(現在、2010年の立法化を目標に、10以上ある関連法規の再編が進められている)が移民に対する十分かつ適切な配慮をしているとは言い難い。例えば、放送法には移民の存在を前提とした条項は皆無であるし、情報通信白書(総務省、2007)で散見される「情報のバリアフリー化」の概念も、主として高齢者等を念頭に置いたもので、今後受け入れの増加が予定される移民あるいはエスニック・マイノリティを想定していない。

実際には、日本でもエスニック・マイノリティによるメディアの発行は少なくないが(白水、2004)、多くは小規模な活字メディア(新聞・雑誌)である。放送に関してはコミュニティFMでの多言語放送などはあるが、テレビ放送を含めて全国的な事業展開の段階には至っていない。また、エスニシティの異なるタレント等が一部番組で表象されるが、興味本位なものが大部分であることは否めない。

4. カナダの放送政策・放送法

放送政策が社会の制度設計や在り方に少なからぬ影響を及ぼす(WRR, 2005) 現実を考慮するとき、そして移民の受け入れを通じて社会経済を活性化する可能性や、多文化共生社会の実現を模索するとき、放送政策も多文化・多民族仕様であることが望まれる。この点、移民の受け入れに歴史と経験を有するカナダは一つの参考例になると思われる。

カナダでは連邦政府(カナダ遺産省 Canadian Heritage)が放送政策を所管し、監督機関は行政府から独立した公的機関 CRTC (Canadian Radio-Television and Telecommunications Commission) である。また、番組制作の公的支援組織として「カナダ・テレビ基金 (Canadian Television Fund)」が存在する。カナダではこれらのスキームおよび組織を有機的かつ効果的に連携させることで、放送を通じた多文化・多民族環境の維持・発展を指向しているが、その制度的基盤となるのが 1991 年に改正された放送法 (Broadcasting Act 1991) である。

カナダの放送法は、①放送政策全般に関する規定、②監督機関 CRTC に関する規定、③カナダ放送協会に関する規定の 3 部門で構成され、放送・番組制作事業者に対し、カナダの言語文化的および人的資源を活用しつつ、カナダ社会のニーズと関心に応えることを要求する。その上位目標は、カナダの文化的構造 (cultural fabrics) すなわち多様性を維持し、政治・経済・社会的な発展・強化につなげることである。

以上の概要を踏まえ、口頭発表では条文等の詳細な検討を行うことにしたい。

5. 日本が採るべき方向性

概して「少数派集団による少数派集団のための」メディアは持続可能的でないか、あるいは規模・影響力が非常に限定される傾向がある。この点、公共放送の存在が比較的大きい日本では、公共放送内での多言語放送時間・枠の確保、番組内での表象程度や職員雇用における数値目標の設定などが考えられる。商業放送に関しても、エスニック・メディア振興に向けた制度的・財政的支援や、制作過程における資本比率の数値目標化などが考えられる。

移民の受け入れ増加による日本社会の多文化・多民族環境化は、多様性という強みを発揮する可能性を内包するが、そこに至る過程では相応の社会的コストが必要となる。放送政策・制度の仕様変更もその一部として捉えられるべきである。その際に重要なことは、現状の放送を日本語以外で提供するといった表面的対応ではなく、放送を通じてマルチ・エスニックな社会を構築し、健全に発展させていこうとする発想の根本的な変化であり、そうした理念先行型の議論を形成していくことではないだろうか。

参考文献

白水繁彦 (2004) 『エスニック・メディア研究: 越境・多文化・アイデンティティ』、明石書店

総務省編 (2007) 「情報通信白書 (平成 19 年版)」、ぎょうせい

The Netherlands Scientific Council for Government Policy (WRR). (2005). “Media Policy for Digital Age”, Amsterdam: Amsterdam University Press.